

五 佐竹義昭書状（弘前市立図書館所蔵「阿保文書」）

佐竹義昭、小野崎越前守に、烏山城の那須氏が浄法寺城に軍勢を入れ籠城しているので、来る霜月二十五日に出馬する旨報じる。

追而自石神被人候各へも、急度之旨同意ニ申遣候、

急度申遣候、仍而内々今日番替之衆可指越之由、逼塞候処、浄法寺之地へ自烏山人衆被相籠、被相抱候由候間、来廿五出馬、彼地可及取刷候、乍大儀其間之事者、在番頼入候、各令相談、無油断義專一候、事々口上可有之候、謹言、

（永禄六年）
霜月廿日

（佐竹）
義昭（花押）

小野崎越前守殿

【読み下し文】

急度^{きつと}申し遣わし候。仍て内々に今日番替えの衆指し越すべきの由、逼塞し候つる処、浄法寺の地へ烏山より人衆相籠められ、相抱えられ候つる由に候間、来る二十五出馬、彼の地取り刷いに及ぶべく候。大儀ながら其の間の事は、在番頼み入り候。各相談せしめ、油断なき義專一に候。事々口上之有るべく候。謹言。

追って石神より入れられ候各へも、急度の旨同意に申し遣わし候き。